

(様式第2号 道民意見提出手続の意見募集結果)

北海道控除特定非営利活動法人の指定の手続等
に関する条例案(素案)についての意見募集結果

平成25年9月10日
北海道控除特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例案(素案)について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、2人、10団体から、延べ61件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>素案3 「その実績判定期間を2事業年度とします。」は削除すべきである。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>控除対象特定非営利活動法人の指定にあたっては、一定の期間の実績を把握する必要があるため設定することとしています。</p> <p>D</p>
<p>素案3 要件のうち、3～4件を満たすなど、多くのNPOが認定を取得できるように緩和して欲しい。</p> <p>(釧路市)</p>	<p>公益性要件、公益性を向上させる要件、基本的要件のいずれにも適合する法人であることを指定のための要件として設定することとしています。</p> <p>D</p>
<p>素案3(1) 道民からの支持を要件とするのであれば、「道民からの支持率」等に関する基準も必要なのではないか。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>公益性要件に適合するものとして、広く道民からの支持を受けていることの要件を設定することとしています。</p> <p>D</p>
<p>素案3(1) 「広く道民からの支持を受けているものとして」との文言を広く解釈できる文言にした方が良いのではないか。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>条例案作成の際の参考とさせていただきます。</p> <p>C</p>
<p>素案3(1)ア 10%の寄附金を集めることは困難であるため、この条項を削除して欲しい。</p> <p>【同趣旨の意見ほか2件】 (札幌市)</p>	<p>道内における特定非営利活動法人の現状、他府県の基準等を参考とし、寄附金の割合を国の認定基準の2分の1に緩和したものであり、指定するための要件の一つとして設定することとしています。</p> <p>D</p>
<p>素案3(1)イ 「平均50名以上」を20～30名くらいまで下げてはどうか。</p> <p>【同趣旨の意見ほか6件】 (札幌市、千歳市、函館市、釧路市)</p>	<p>道内における特定非営利活動法人の現状、他府県の基準等を参考とし、寄附者の人数を国の認定基準の2分の1に緩和したものであり、指定するための要件の一つとして設定することとしています。</p> <p>D</p>
<p>素案3(1)ウ 「知事が適当と認める法人」を削除してはどうか。</p> <p>【同趣旨の意見ほか1件】 (札幌市)</p>	<p>道民税の控除を受けることとなる法人を指定することから、法人の活動状況を道として確認することとしています。</p> <p>D</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>素案3(2) 公益性を向上させる要件を削除すべきである。</p> <p>【同趣旨の意見ほか3件】 (札幌市、石狩市、旭川市)</p>	<p>公益性に関する要件の適合基準を国の基準より緩和することに伴い、控除対象特定非営利活動法人を指定するための道独自の要件の一つとして、設定することとしています。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>素案3(2) この要件については、ア①～④、イ、ウの6つの要件のうち1つ又は2つの要件への適合を条件として欲しい。</p> <p>【同趣旨の意見ほか1件】 (函館市、北見市)</p>	<p>(ア)道民からの共感や信頼、(イ)協働事業の実績、(ウ)組織体制の要件のいずれにも適合する法人であることを指定のための要件として設定することとしています。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>素案3(2)ア① 年2回以上の情報掲載はハードルが高い。この条項は必要ないのではないか。</p> <p>【同趣旨の意見ほか3件】 (札幌市、函館市、北見市)</p>	<p>道民からの共感や信頼を受け、その活動に一定の認知がなされていることの要件の一つとして、新聞等への情報掲載実績を設定することとしています。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>素案3(2)ア① プレスリリースをするということでは、一定の認知がなされているとは言いがたいのではないか。</p> <p style="text-align: right;">(札幌市)</p>	<p>広報誌、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌などのマスメディアを通じた情報発信の実績を要件とすることとしています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>素案3(2)ア① マスメディアの範囲を拡大解釈して欲しい。</p> <p style="text-align: right;">(釧路市)</p>	<p>マスメディアについては、道または市町村が発行する広報誌、テレビ、ラジオ、新聞のほか、タウン情報誌やコミュニティFM放送なども含むこととしています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>素案3(2)ア② 会報誌等を配架しても誰も手に取らないので、無駄ではないか。</p> <p style="text-align: right;">(札幌市)</p>	<p>道民からの共感や信頼を受け、その活動に一定の認知がなされていることの要件の一つとして、会報誌等の施設への配置の実績を設定することとしています。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>素案3(2)ア② 「会報誌等」の中にホームページによるものを含めてはどうか。</p> <p style="text-align: right;">(千歳市)</p>	<p>会報誌等の配置先の一つとして、インターネットの利用によるホームページ等への掲載も含めることとしています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>素案3(2)ア② 5か所以上の公共施設への設置はハードルが高い。この条項は必要ないのではないか。</p> <p style="text-align: right;">(札幌市)</p>	<p>道民からの共感や信頼を受け、その活動に一定の認知がなされていることの要件の一つとして、会報誌等の施設への配置の実績を設定することとしています。</p> <p style="text-align: right;">D</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>素案3(2)ア② 公共施設だけではなく、商店街の店舗や企業など広報先の選択肢を増やしてはどうか。</p> <p>(釧路市)</p>	<p>会報誌等の配置先については、公共施設だけではなく、病院・学校・小売店など法人の活動と関連する施設なども含めることとしています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>素案3(2)ア② この条項を削除し、インターネットでの情報提供を条件としてはどうか。</p> <p style="text-align: center;">【同趣旨の意見ほか1件】 (札幌市、函館市)</p>	<p>会報誌等の配置先の一つとして、インターネットの利用によるホームページ等への掲載も含めることとしています。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>素案3(2)ア③ 妥当な項目である。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>ご意見については今後施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>素案3(2)ア③ 必要な書類や備え付けるものなど具体的に明示した方がわかりやすいと考える。</p> <p>(釧路市)</p>	<p>規則、要領等において明記することとしています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>素案3(2)ア③ 4回以上100人以上はハードルが高い。</p> <p style="text-align: center;">【同趣旨の意見ほか2件】 (札幌市、函館市、釧路市)</p>	<p>素案の内容を修正し、催物の開催数等については、年2回以上かつ、参加者が延べ50人以上としています。</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>素案3(2)ア③ 参加者名簿を徴収するのは困難である。</p> <p>(函館市)</p>	<p>控除対象特定非営利活動法人を指定するための要件の一つとして定めるものであり、その確認のために必要な書類の提出をお願いすることとしています。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>素案3(2)ア④ 妥当な項目である。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>ご意見については今後施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>素案3(2)ア④ 延べ100人以上はハードルが高い。10人分で良いのではないか。</p> <p>(函館市)</p>	<p>素案の内容を修正し、ボランティアの従事者については、延べ50人以上かつ、実従事者が10人以上の参加としています。</p> <p style="text-align: right;">A</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>素案3(2)ア④ 必要な書類や備え付けるものなど具体的に明示した方がわかりやすいと考える。</p> <p>(釧路市)</p>	<p>規則、要領等において明記することとしています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>素案3(2)ア④ ボランティア参加者と公益性のリンクが不明である。削除して欲しい。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>公益性の向上に向けた取組を確認するため、活動へのボランティア参加を控除対象特定非営利活動法人を指定するための要件の一つとして定めることとしています。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>素案3(2)イ 「実績判定期間の各事業年度において1回以上」の後に「又は過去に5回以上」を追加してはどうか。</p> <p>(千歳市)</p>	<p>行政や企業、他の団体等と協働した実績があることを控除対象特定非営利活動法人を指定するための要件の一つとして定めるものであり、継続的に要件に適合している法人を対象とすることとしています。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>素案3(2)イ 「協働事業」を必須要件にする必要はないのではないかと。 【同趣旨の意見ほか3件】 (札幌市、函館市、釧路市)</p>	<p>行政や企業、他の団体等と協働した実績があることを控除対象特定非営利活動法人を指定するための要件の一つとして定めることとしています。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>素案3(2)イ 「協働」の定義を明記すべきである。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>規則、要領等において明記することとしています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>素案3(2)イ 行政に批判的な意見や行動を持つ団体が排除されるので削除して欲しい。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>行政や企業、他の団体等と協働した実績があることを控除対象特定非営利活動法人を指定するための要件の一つとして定めることとしています。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>素案3(2)イ 助成事業や補助事業の実績、共催、協力、後援を含むことが望ましい。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>事業の内容等により判断することとなりますが、ご意見については今後施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>素案3(2)ウ 妥当な項目である。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>ご意見については今後施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
素案3(2)ウ 「常勤の事務局スタッフ」の定義があいまいではないか。 【同趣旨の意見ほか2件】 (札幌市、函館市、釧路市)	規則、要領等において明記することとしています。 <div style="text-align: right;">B</div>
素案3(2)ウ 実態として厳しいものとする。「常勤の事務局スタッフ」は削除すべきではないか。 【同趣旨の意見ほか1件】 (札幌市)	控除対象特定非営利活動法人の活動を支える組織体制を確認するために、必要な事務局機能を有していることを指定のための要件として設定することとしています。 <div style="text-align: right;">D</div>
素案3(3) 基本的要件が北海道市民活動団体情報検索システムそのものとするを検討願いたい。基本的要件はあっても良い。 (札幌市)	ご意見については今後施策を推進する上での参考とさせていただきます。 <div style="text-align: right;">C</div>
素案3(3) 素案のとおりで良い。 (札幌市)	ご意見については今後施策を推進する上での参考とさせていただきます。 <div style="text-align: right;">C</div>
素案6 海外送金等に関する報告義務は必要ないとする。 (札幌市)	指定後の控除対象特定非営利活動法人については、基本的に認定特定非営利活動法人と同様の書類の提出を求めることとしています。 <div style="text-align: right;">D</div>

※ 「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

区分	意見等の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先
 環境生活部くらし安全局道民生活課
 協働推進グループ
 TEL011-231-4111 (内線) 24-159